

核物質防護条約改正の経緯と主な内容

外交防衛委員会調査室 寺林 裕介

1. はじめに

「核物質の防護に関する条約」(核物質防護条約)は、国際輸送中の核物質の不法な取得・使用を防止するための防護措置の確保や核物質の窃取等の行為の犯罪化を義務付けており、1987年2月に発効し、締約国は148か国及び欧州原子力共同体(ユーラトム)(2014年2月現在)となっている。

近年の核テロリズム等の脅威に対する認識の高まりを受け、核物質及び原子力施設の防護に関する国際的な取組を強化する必要性から、条約に基づく防護措置の対象や犯罪とすべき行為を拡大するための改正が、2005年7月に採択された。

改正核物質防護条約の発効には、現行条約の締約国の3分の2による締結が必要であり、第2回核セキュリティ・サミット(2012年3月)の成果物として発出されたコミュニケにおいては、各国が2014年までの発効に向け、国内的な承認を加速化することが要請されている¹。

日本政府は、核テロリズム等の防止のため、核物質・原子力施設の防護と関連犯罪の処罰の強化について、これを国際的な喫緊の課題として認識し、「核物質の防護に関する条約の改正」(核物質防護条約改正)を、今国会(第186回国会(常会)、2014年1月24日召集)に提出した。

本稿では、核物質防護条約とその改正について、核物質防護の概念を含む「核セキュリティ」に関する国際社会の取組を概観した上で、現行条約から改正に至った経緯とその主な内容を紹介する。

2. 核セキュリティと核物質防護

(1) 核物質防護の位置付け

原子力の平和的利用のためには、原子力の利用に伴うウランやプルトニウム等の核物質やその生産技術が、軍事的利用に転用されることのないように核不拡散を徹底させる必要がある。核不拡散について国際社会においては、核兵器不拡散条約(NPT)を中心とする核不拡散体制の下で、国際原子力機関(IAEA)による「保障措置(Safeguards)」を各国が受け入れることによって担保されてきた²。

IAEAによる保障措置が国家による軍事転用を防ぐための仕組みであるのに対し、核物質がテロリストなど非国家主体により盗取され、それが核兵器等に転用されれば、国際社会全体にとって脅威となることから、核不拡散の観点から保障措置とともに「核物質防護(Physical Protection of Nuclear Materials)」の対策が重要となってくる。IAEAが示した核物質防護の目的は、①核物質(使用、貯蔵、輸送中)の不法移転(盗取)の防止、②国家が行方不明又は盗取された核物質を見つけ、回収するための速やかで総合的な

対策実施、③原子力施設や使用、貯蔵、輸送中の核燃料物質に対する妨害破壊行為の防止、④妨害破壊行為による放射線影響の緩和又は最小化、について確立・維持することとされている³。

国際的なテロリズムの脅威は、1960年代後半以降、航空機のハイジャックや爆発物による大量破壊など、武装テロリストによる国境を越えたテロ行為が発生するようになり、広く認識されるようになっていた。テロリズムの脅威に対する認識とともに、核物質の盗取や原子力施設の破壊行為などを懸念した米国は、1969年4月に核物質防護に関する基準を定め、核不拡散法を制定するなど対策を講じるようになった。その後、1990年代になると、旧ソ連の崩壊により、核物質の密輸が他国との国境で摘発されることが増加し、核物質防護体制を強化する必要性が認識された。さらに近年、国際的なテロリストが組織的・計画的にその手段を高度化させており、特に2001年9月11日の米国同時多発テロを契機に、核テロリズムの脅威に対する懸念が改めて各国で共有され、その対策が急務となった。

I A E Aにおいては、核テロリズムの脅威として、①核兵器の盗取、②核爆発装置の製造のための核物質の取得、③「ダーティ・ボム」を含む放射線源の悪意の利用、④原子力施設や放射性物質の輸送等への妨害破壊行為による放射線障害、を挙げている⁴。こうした核テロリズムが現実のものとならないように対策を講ずる措置のことを「核セキュリティ (Nuclear Security)」と呼び、現在、国際社会で広く取組が強化されている。核セキュリティとは、I A E Aによれば、「核物質、その他の放射性物質、又はこれらの関連施設に関する盗取、妨害破壊行為、不法移転、その他の悪意ある行為の防止、検知及び対応」とされ、これは核物質防護を含む広い概念として説明されている⁵。

なお、核セキュリティは、悪意のある行為に対する防止措置を前提としており、原子力事故の防止や事故の影響緩和により、放射線の危険から人や環境を防護するための措置である「原子力安全 (Nuclear Safety)」の概念とは異なるものとして捉えられるが、核物質防護は妨害破壊行為による放射線影響の緩和が射程に入っており、安全性に通じる側面も持っている。すなわち、放射線の危険について、そこに至る原因がテロリストによる悪意ある行為であろうが、自然災害であろうが、結果的には人や環境が同じ危険にさらされる点において共通の目標を持っていると解されるであろう。

(2) 核セキュリティに関する国際的な取組

ア I A E A 勧告、I A E A 核セキュリティ・シリーズ文書

国際的テロリズム行為の発生の増加に伴い、米国が核物質防護に関する基準等を定めるようになると、I A E Aにおいても核物質防護について取り組む必要性が認識された。1975年9月、I A E Aは、核物質防護のガイドラインとして「核物質の防護のための勧告 (INFCIRC/225)」を作成した。INFCIRC/225は、当初、核物質の防護のみが対象とされていたが、その後、原子力施設に対する防護がその対象に加えられ、また、核物質防護区分表が改訂されるなど現在まで6回の改訂が行われている。旧ソ連の崩壊による核物質の密輸が問題となった際には、1999年6月、I A E AはINFCIRC/225/Rev. 4を作成し、その防護基準として、国による脅威評価と設計基礎脅威の策定や原子力施設等への

妨害破壊行為に対する防護要件の明確化などが取り込まれた。また、米国同時多発テロ後は、非国家主体による核テロリズムの脅威やダーティ・ボムへの対処が強く認識され、2011年1月、「核物質及び原子力施設の防護に関する核セキュリティ勧告（INFCIRC/225/Rev.5）」が作成された（INFCIRC/225の現在の最新版）。このINFCIRC/225/Rev.5では、①原子力施設に侵入者が空から接近する脅威や離れた距離からの「スタンドオフ攻撃」に対する対策の要件、②内部脅威者を想定した要件、③立入制限区域の設定、④武力対抗演習を含む性能試験の実施、等が新たに強調された⁶。

IAEAにおいては、米国同時多発テロ以降、4年ごとに「核セキュリティ計画」を策定しており、その中で「核セキュリティ・シリーズ文書」と呼ばれる一連の文書が発行されてきた。核セキュリティ・シリーズ文書は、基本文書、勧告文書、実施指針及び技術手引の順で階層的な体系として分類されている。2001年9月、IAEA総会において、「核物質防護の目的と基本原則（GOV/2001/41）」をセキュリティ基本文書とみなすことを勧告した。その後、2007年からは、核セキュリティの目的、概念及び原則を含み、勧告文書の基礎を提供する「核セキュリティ基本文書」の作成作業が開始され、2013年2月に発行した⁷。

なお、一連の核セキュリティ・シリーズ文書には法的拘束力はなく、その対応はIAEA加盟国に一任されている。INFCIRC/225/Rev.5の内容について我が国は、福島第一原子力発電所事故を踏まえた破壊防止のための障壁の設置などとともに、国内的な核物質防護対策を講じ、強化している。

イ 核物質防護条約及びその改正条約

IAEAにおいて核物質防護のガイドラインとしてINFCIRC/225が作成されている最中、1974年9月の国連総会においてキッシンジャー米国務長官は、核物質に対する物理的な防護を高めるためにIAEAが国際協定の作成に取り組むよう提唱した。これを受けて1979年10月に採択されたのが核物質防護条約であり、その後、核テロリズム等の脅威に対する認識の高まりを受け、2005年7月には条約の改正が採択された。核物質防護条約とその改正については、3.以下で詳述する。

ウ NSGガイドラインと二国間原子力協定

インドの核爆発実験を契機として、1978年、原子力関連資機材等を各国が輸出する際の条件について調整する原子力供給国グループ（NSG）が設立され、ガイドラインを策定して輸出管理が行われている。NSGガイドラインはあくまで供給国が守るべき指針であるが、供給国によって提供される核物質及び施設は、国際的な勧告を考慮に入れた防護水準とされ、受領国は核物質防護措置を実施することが求められている。

また、二国間原子力協定においても、一般に、協定に基づいて移転された核物質等について各国が防護の措置をとることが義務付けられており、INFCIRC/225、NSGガイドライン、核物質防護条約等の基準に従って適切な行動をとることとされている。

エ 核テロリズム防止条約

旧ソ連の崩壊による核物質の密輸が問題となり、核テロへの懸念が高まると、1997年2月、ロシアの提唱により核テロリズム防止に関する国際条約の交渉が開始された。

2001年9月の米国同時多発テロにより条約の必要性が再認識され、2005年2月の米露首脳会談における「核セキュリティの協力に関する共同宣言」や同年3月の国連改革に関するアナン国連事務総長報告書において、条約の早期採択が求められた。こうして同年4月、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」は採択され、2007年7月に発効した（日本については同年9月に発効）。核テロリズム防止条約は、放射性物質又は核爆発装置等を所持し、使用する等の行為を犯罪化すること、その犯人を処罰し、犯罪人引渡しに関し協力すること等について定めている。また、この条約上の犯罪を防止するために、締約国は、IAEAの関連する勧告及び任務を考慮しつつ、放射性物質の防護を確保する措置を講ずるよう努力することが求められている。

オ G8グローバル・イニシアティブ

2006年7月のG8サンクトペテルブルグ・サミットにおいて、米露両国が主導して核物質の違法取引の防止や核テロリズムの脅威に対抗するための情報交換を目的として、「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GICNT）」が提唱された。GICNTの取組として、核セキュリティについての原則に関する声明が採択され、また、核セキュリティに関する基本文書なども作成されている。

カ プラハ演説と核セキュリティ・サミット

2009年4月5日にオバマ米大統領がプラハで行った演説では、米国が「核兵器のない世界」での平和と安全を追求する決意であることが表明された。このプラハ演説においては、核軍縮に積極的に取り組むことが明確に宣言されたが、その背景には「世界規模の核戦争の脅威が少なくなる一方で、核攻撃の危険性は高まっている」とする脅威認識がある。その上で、テロリストが核兵器を入手することを世界の安全保障に対する最大の脅威とし、これに対抗するため核兵器そのものの削減と、核セキュリティの重要性について指摘したのである。

2009年7月のG8ラクイラ・サミットにおいて、核兵器のない世界を目指す「不拡散に関する首脳声明」が発表されたが、この席でオバマ大統領は、核兵器の拡散阻止策を討議する「核セキュリティ・サミット」を開く考えを示し、2010年4月、米国・ワシントンで核セキュリティ・サミットが開催された⁸。サミット閉幕時に採択されたコミュニケでは、核テロリズムが国際安全保障に対する最も挑戦的な脅威の一つと明記された。2012年3月に韓国・ソウルで第2回核セキュリティ・サミットが開催され、第3回は2014年3月にオランダ・ハーグで開催される予定である。

3. 核物質防護条約の成立経緯とその改正

前述したように、原子力の平和的利用が進められる一方で、核物質がテロリストなど非国家主体により盗取され、それが核兵器等に転用されれば、国際社会全体にとって脅威となることが強く認識されていた。原子力発電が進展すれば必然的に核物質の取扱量や国際輸送量が増大するが、輸送中の核物質は国内にあるより盗取の危険性が高まることとなる。これにいち早く危機感を持った米国は、核物質防護のための法制化を急ぎ、1969年に核物質の盗取の防護について、1972年に妨害破壊行為に対する防護について、そして、1973

年には輸送中及び施設における核物質の防護を対象とするなど国内規制を強化していった。

国際社会においても、I A E Aにおいて INFCIRC/225 が作成され、日本を含めた各国は、このガイドラインに沿って核物質防護の取組を進めてきた。ただし、I A E Aの勧告文書は法的拘束力を持つものではなく、その内容の実施を各国に義務付けるものではない。こうした状況の下で、1974年9月の国連総会における米国务長官の演説や、1975年5月のN P T再検討会議において、国際協定作成の重要性が強調された。これを受け、I A E Aは1977年10月から4回にわたって核物質防護に関する条約作成のために政府間会議を開催し、1979年10月26日、核物質防護条約案が採択された。核物質防護条約は、1987年2月8日に発効し（日本については1988年11月27日に効力発生）、締約国は148か国及び欧州原子力共同体（ユーラトム）（2014年2月現在）となっている。

現行条約は、締約国に対して国際輸送中の核物質について防護の措置をとることを義務付けることにより、国際輸送中の核物質を不法な取得及び使用から守ることを目的とするものである。また、核物質の窃取等の行為を犯罪とし、その容疑者が刑事手続を免れることのないように、締約国に対して裁判権の設定及び容疑者の引渡し等を義務付けている。

防護措置に関して現行条約は、国際輸送中の核物質防護についてのみ規定しており、国内にある核物質防護に関しては条約の起草会議においてその重要性が認識されていたものの、結局、その規定は除かれることとなった。しかし、国内の核物質防護に関する規定について議論を深めたいとする各国の希望が受け入れられ、現行条約においては、効力発生の5年後に締約国会議を開催して再検討することとされた（第16条1）。

条約発効5年後の1992年9月、現行条約の再検討会議が開催されたが、改正にまで議論が深まることはなかった。その後、I A E Aにおいて INFCIRC/225/Rev. 4 が作成されると、I A E A加盟国の一部から、この勧告文書の内容について核物質防護条約に反映させるよう改正を求める声が上がった。そのため、1999年11月から条約改正の要否を検討するための非公式専門家会合が開催され、2001年5月、現行条約を改正する必要があるとの報告書がまとめられた。2001年12月からは、条約改正案作成のための非公式専門家会合が開催されて最終報告書がまとめられたが、改正案の一本化には至らなかった。合意文書が得られなかったため、条約改正の動きは一度頓挫したかに見えたが、日本を含む25か国の共同提案により条約改正案が提出され、2005年7月、条約改正のための締約国会議が開催されることとなった。ただし、その準備会合（同年4月）では改正の採択に必要な参加国数が全締約国の3分の2（第20条1）を大幅に下回っており、手分けして参加を呼びかけるとの一幕もあった⁹。締約国会議においては、同年7月8日、核物質防護条約改正が全会一致で採択された。

条約の改正により、条約に基づく防護の義務の対象が、国内で平和的目的のために使用、貯蔵及び輸送されている核物質並びに原子力施設に拡大された。また、処罰すべき犯罪についても、原子力施設に対する妨害行為にまで拡大されることとなった。なお、核物質防護条約改正の発効のためには、現行条約の締約国の3分の2（99か国）の締結が必要であるが（第20条2）、2014年2月現在、72か国が締結している。

4. 核物質防護条約及びその改正の主な内容

(1) 防護措置

現行条約における適用範囲については、既に述べてきたように、平和的目的に使用される核物質であって、国際核物質輸送中のものについて適用される(第2条1)。したがって、軍事的目的に使用される核物質には適用されず、また、防護措置に関する規定は、国内にある核物質には適用されない。ここでいう核物質とは、プルトニウム、ウラン 233、同位元素ウラン 235 又は 233 の濃縮ウラン、天然ウラン、これらのいずれかが含まれる物質と定義されている(第1条(a))。また、ここでいう国際核物質輸送とは、核物質の荷送人の施設から最終仕向国内の荷送人の施設までの運送を指しており(第1条(c))、一国内の他地域への輸送については国内法の枠内で適用される(第4条4)。

締約国は、上記の核物質が国際輸送中において自国の領域内又は自国の管轄下の船舶・航空機内にある場合に一定水準で防護されることを確保する(第3条)。さらに、必要とされる水準で保護される保証を得られない限り、核物質の輸出入を許可してはならない(第4条1)等の義務付けがなされている。なお、必要とされる一定の防護水準は、附属書に定められており、核物質を危険度に従って3群に区分し常時監視や緊密な連絡体制の確保など、INFCIRC/225 の水準におおむね従っている。

改正条約においては、その適用範囲が、「平和的目的のために使用される核物質であって、使用され、貯蔵され、又は輸送されているもの及び平和的目的のために使用される原子力施設」にまで拡大された(改正第2条1)。対象が原子力施設まで拡大されたことから、条約の題名も「核物質及び原子力施設の防護に関する条約」と改められた。現行条約に、条約のいかなる規定も国内における核物質の使用、貯蔵及び輸送に関する締約国の主権的権利に影響を及ぼすものと解してはならないとあるように(第2条3)、従来、国内における核物質の防護措置については、その国家主権の範囲内のこととして国際条約で義務付けることには適しないと考えられてきた。しかし、核テロリズムの脅威が、国境を越えて認識されるに至り、改正条約では上記のとおり対象範囲が拡大された。

改正条約における防護措置については、締約国は、具体的な目的が列挙された上で、「自国の管轄下にある核物質及び原子力施設について適用される適当な防護の制度を確立し、実施し、及び維持する」こととされた(改正第2条のA1)。目的については、IAEAが提示してきた核物質防護の目的を踏襲している(2.(1)を参照)。実施措置としては、締約国は、防護のための法令上の枠組みの確立・維持、責任を有する権限のある当局の設立・指定、防護のために必要なその他の適当な措置をとること、が明記された(改正第2条のA2)。

さらに、改正条約の特徴として、上記のように定められた防護措置の義務を履行するに当たり、締約国が「合理的かつ実行可能である限りにおいて」適用する「基本原則」が掲げられている(改正第2条のA3)。具体的には、A国の責任、B国際輸送中の責任、C法令上の枠組み、D権限のある当局、E許可証の所持者の責任、Fセキュリティの文化、G脅威、H段階的な手法、I深層防護、J品質保証、K緊急時計画、L秘密性、であり、す

なわち、INFCIRC/225/Rev. 4 の内容の基本的な柱を示した「核物質防護の目的と基本原則 (GOV/2001/41)」が盛り込まれた。元来、それ自体としては法的拘束力を有しなかった基本原則が改正条約に盛り込まれたことの意味について、INFCIRC/225 が更に改訂された場合に、そこから抽出された基本原則を通じて法的拘束力のある改正条約上の義務に流れ込む可能性が指摘されている¹⁰。

(2) 犯罪化

上記の核物質の防護措置の実施に関する規定のほかに、核物質防護条約の内容としては、核物質に係る犯罪の処罰に関する規定がその骨格となっている。すなわち、締約国は、故意に行われる核物質の窃取等の行為を処罰すべき犯罪とし(第7条1)、その犯罪の重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする(第7条2)。犯罪の種類としては、例えば、(a)不法な核物質の受領等により人の死傷や財産の実質的損害を引き起こし、又はそのおそれがあるもの、(b)核物質の窃取・強取、(c)核物質の横領・詐取、に加え、脅迫、未遂、共犯などである。

他の同種のテロリズム防止関連条約(例えば、「核テロリズム防止条約」「爆弾テロ防止条約」等)の犯罪化規定と異なり核物質防護条約が特徴的なのは、他の同種のテロリズム防止関連条約が、犯罪が単一の国において行われ、容疑者及び被害者が国民であり、容疑者が国内で発見されるなどの場合、つまり、純粋な国内犯の場合は適用されないのに対し、核物質防護条約においては、これも処罰対象として条約が適用されることである。この点については、核物質防護条約が他のテロリズム防止関連条約と異なり、処罰を通じたテロ行為の予防のほかに、盗取された核物質が他国に持ち込まれることによって更なるテロ行為につながる可能性を防止することに重点がおかれたからであるとの指摘がある¹¹。現行条約における核防護措置の適用範囲については、4.(1)で述べたように、国際核物質輸送中のものとされたが、犯罪化に関する規定については、国内において使用され、貯蔵され又は輸送されるものについても適用される構造になっている(第2条2)。

改正条約においては、上記の犯罪行為の対象が拡大されることとなった。具体的にはまず、「法律に基づく権限なしに行う核物質のある国への又はある国からの運搬、送付又は移動」であり(改正第7条1項d)、これは核物質の密輸や不法取引に対処するためのものである。また、「原子力施設に対して行われる行為」等がその対象に含まれることとなった(改正第7条1項e)。これと関連して改正条約では、人に対する実質的損害だけでなく、「環境に対する著しい損害」もその保護法益として加えられることとなった。さらに、組織犯罪についても新たに締約国の犯罪化義務の対象とされた(改正第7条1項j及びk)。

裁判権の設定については、①犯罪が自国領域内等で行われる場合、②容疑者が自国民である場合、③容疑者が自国領域内に所在する場合、であるが、これらに該当しない場合でも、締約国が国際核物質輸送の輸出入国であれば、裁判権を設定することができる(第8条)。このように裁判権を設定することができる国の範囲が広く規定されているのは、犯人処罰の可能性を大きくするという趣旨に基づくものとされる。この裁判権の設定は改正条約においても踏襲されている。

このほか、締約国は、核物質防護条約に定める犯罪を引渡犯罪とすることが規定されているが（第11条）、改正条約においては、犯罪人引渡し又は法律上の相互援助に関しては、政治犯罪等とみなしてはならないこと等が規定された（改正第11条のA）。

（3）国際協力

核物質等の防護措置とその犯罪化について、国際社会全体で効果的な成果を得るため、国際協力の重要性が広く認識されており、実際に条約にも書き込まれた。例えば、核物質の防護及び回収に関しては、締約国は可能で最大限度において協力・援助することとしている（第5条）。改正条約においては、これに加え、「核物質に係る妨害行為若しくは原子力施設に対する妨害行為の現実的な脅威が存在する場合」や「妨害行為が行われた場合」における協力に関する規定が追加された（改正第5条3）。

なお、こうした国際協力の際に提供された情報については、締約国はその秘密性を保護するため、自国の国内法に適合する範囲内で適当な措置をとることとなっている（第6条）。また、これに加え、条約の非締約国に対して情報を秘密のものとして提供する場合においても、その情報の秘密性の保護のための措置をとること等が締約国に義務付けられている（改正第6条1）。

さらに、条約に定める犯罪についてとられる刑事訴訟手続に関しての司法共助についても規定されている（第13条）。

（てらばやし ゆうすけ）

¹ 第2回核セキュリティ・サミット「ソウル・コミュニケ」（2012年3月27日）

外務省HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku_secu/2012/communique_ky.html>

² NPT第3条は、原子力の平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されることを防止するため、IAEAの保障措置を受諾することを義務付けている。保障措置とは、核物質等が軍事目的に資するような方法で利用されないことを確保するために実施される措置であり、具体的には、事業者が作成する核物質の計量管理記録の検認を中心とする「計量管理」を基本として、「封じ込め」や「監視」などの手法により管理される。

³ GOV/2001/41, IAEA <<http://www.iaea.org/About/Policy/GC/GC45/Documents/gc45inf-14.pdf>>

⁴ Mohamed ElBaradei, “Nuclear Terrorism: Identifying and Combating the Risks,” International Conference on Nuclear Security: Global Directions for the Future, March 16, 2005. <<http://www.iaea.org/newscenter/statements/2005/ebsp2005n003.html>>

⁵ GC(49)/17, IAEA, “Nuclear Security – Measures to Protect Against Nuclear Terrorism” <<http://www.iaea.org/About/Policy/GC/GC49/Documents/gc49-17.pdf>>

⁶ INFCIRC/225/Rev. 5については、宮本直樹「IAEAの核セキュリティ勧告 INFCIRC/225/Rev. 5 について」『核物質管理センターニュース』Vol. 41 No. 2 (2012. 2) 5～8頁を参照。

⁷ “Objective and Essential Elements of a State’s Nuclear Security Regime,” IAEA Nuclear Security Series, No. 20, 2013. <http://www-pub.iaea.org/MTCD/Publications/PDF/Pub1590_web.pdf>

⁸ 第1回の核セキュリティ・サミットに至るまでの国際的な核テロリズム対策については、宇佐美正行「核セキュリティをめぐる国際的取組の進展」『立法と調査』No. 309 (2010. 10) を参照。

⁹ 小溝泰義「核物質防護条約の改正採択のための締約国会議に参加して」『核物質管理センターニュース』Vol. 34 No. 10 (2005. 10) 4頁。

¹⁰ 森川幸一「核物質防護条約改正における防護措置の強化と今後の課題」『核物質防護に関する国際法・国内法上の問題』（2011年7月、日本エネルギー法研究所）21～41頁。この論文では、核防護制度に加え、条約の履行確保のための国際的メカニズムを欠いていること、それを補完する条約外のシステム（グローバル・イニシアティブ、国連安保理決議1540）の役割が指摘されている。

¹¹ 西村弓「核物質防護条約改正の意義と刑事管轄権」同上43～61頁。